(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7 年 6月 16日

神戸市長殿

提出者

神戸市中央区御幸通7丁目1番15号 住所

三宮ビル南館3階

積水ハウス株式会社 兵庫シャーメゾン支 氏名 店

支店長 小谷 英介

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-222-3995

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業	場	i i	の	名	称	神戸市内の工事現場				
事	業	場	の	所	在	地	神戸市内				
計	•	画		期		間	令和7年4月1日~令和8年3月31日				
氘	該事	業場に	こよ	らいて	.現に	行~	っている事業に関する事項				
	①事業の種類						0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)				
	2=	事業の	り規	L模			尼上高16,925百万(令和6年度実績)				
	③従業員数						173名(令和6年6月時点)				
		産業 <u>原</u> 処理の			一連		別紙参照				

産業	業廃棄物の処理に係る	ら 管理体制に関する事項											
	(管理体制図)												
	別紙管理体制図のとおり												
	WANTA THE PARTY OF												
産業	業廃棄物の排出の抑制	削に関する事項											
		【前年度(令和 6年月											
		産業廃棄物の種類	別表1のとおり										
		排出量	1769.6 t	t									
	①現状	(これまでに実施した取組) ・新築施工現場では27分別を行いQRラベルによる廃棄物量の実測を行っている ・梱包材の簡素化 ・解体工事では建設リサイクル法の特定建設資材以外もリサイクルに取り組んでいる											
		産業廃棄物の種類											
		排出量	1592.64 t	t									
	②計画	(今後実施する予定の取りを報包材の簡素化、余乗りでは、会乗りた。) はない では では できる では できる	則材の削減 (石膏ボード等)	才以外もリサイクルに取									
産業	・ 業廃棄物の分別に関す	トる事項											
	①現状	新築工事については、明	毛物の種類及び分別に関す 見場にて27分別を実施。角 以外もリサイクルに取り糸	解体工事では建設リサイ									
		(今後分別する予定の産 現状維持	業廃棄物の種類及び分別	に関する取組)									
	②計画												

自己	っ行う産業廃棄物の再	再生利用に関する事項 「		
		【前年度(令和 6年度	度) 実績】	
		産業廃棄物の種類	別表1のとおり	
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	243. 25 t	t
	①現状	・資源循環センターでは ・資源循環センターでは	対組) こて27分別を実施し資源が は、広域認定制度(第27 は、持ち込まれた廃棄物を は、マテリアルリサイクバ	7 9 号)に基づき運用 を最大80品目に分別
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	218. 93 t	t
	②計画	(今後実施する予定の取・現状を維持して継続す		
自身	っ行う産業廃棄物のロ	中間処理に関する事項		
		【前年度(令和 6年度	E)実績】	
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0 t	t
		(これまでに実施した耶-	又科1)	
		【目標】	Г	Г
		産業廃棄物の種類	_	
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	②計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の取 -	文組)	

	ふ行う産業廃棄物の5	里立処分又は海洋投入処分	に関する事項		
)実績】		
		産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0	t	t
(①現状	(これまでに実施した取 -	組)	1	
		【目標】			
		産業廃棄物の種類	_		
	②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0	t	t
産業	廃棄物の処理の委詞	- モに関する事項			
)実績】		
		産業廃棄物の種類	別表1のとお	ŋ	
		全処理委託量	1526. 35	t	t
J					
		優良認定処理業者への 処理委託量	393. 04	t	t
			393. 04 1490. 1	t	t t
	①現状	処理委託量再生利用業者への			
	①現状	処理委託量再生利用業者への処理委託量認定熱回収業者への	1490. 1	t	t
	①現状	処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への	1490.1 0 0 組) に従い業者選定を	t t t	t t t

(第5面)

	(知・)		
	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり)	
	全処理委託量	1373. 715	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	353. 736	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1341. 09	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0	t	t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0	t	t
	②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 全処理委託量 優良認定処理業者への 処理委託量 再生利用業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者への 処理委託量 認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (今後実施する予定の取	産業廃棄物の種類別表2のとおり全処理委託量1373.715優良認定処理業者への 処理委託量353.736再生利用業者への 処理委託量1341.09認定熱回収業者への 処理委託量0認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理表託量0	【目標】

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

7	※欄は記入	1 12615	<u> </u>
- (. レル・ニ	(~

新築工事	コンクリート	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	アスコン	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	がれき類その他	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	ガラス・陶磁器	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	廃プラスチック類	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	金属くず	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	紙くず	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	木くず	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	繊維くず	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
	廃石膏ボード	\rightarrow	積水ハウスの広域認定第16号による再資源化処理	\rightarrow	再生原料
解体工事	コンクリート	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生砕石
	アスコン	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生アスファルト
	がれき類その他	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生砕石
	がれき類その他	\rightarrow	破砕 (処理業者に委託)	\rightarrow	安定型埋立
	ガラス・陶磁器	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生砕石
	廃プラスチック類	\rightarrow	破砕 (処理業者に委託)	\rightarrow	安定型埋立
	金属くず	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生原料
	紙くず	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生原料
	木くず	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生原料
	繊維くず	\rightarrow	破砕 (処理業者に委託)	\rightarrow	管理型埋立
	廃石膏ボード	\rightarrow	破砕 (再生処理業者に委託)	\rightarrow	再生原料

産業廃棄物の一連の処理の工程

(別紙)

令和7年6月11日 作成事業所名兵庫シャーメゾン支店

【廃棄物管理体制図】

			_	
廃棄物処理総括責任者		支店長		
廃棄物処理総括責任者代	理	副支店長		
			_	
産業廃棄物処理管理責任	者	管理長		
			_	
	£者		- (副責任者を任命する場	場合)
			_	
l r	特別管理	理産業廃棄物管理責任者	1 名	
-				
	員)	担当者	役職	
		建築長	課長	
		建築担当者	係長	
		建築担当者	主任	
		建築担当者		
		建築担当者		

神戸市長 殿

令和6 年度 産業層													
	産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	に関す	棄物の再生利用る事項		る事項	自ら行う産業廃 乗物の埋立処分 又は海洋投入分 に関する事項							
産業廃棄物の種類	①排出量	②目ら再生利用 を行う産業廃棄 物の量	(8)目ら中間処理 した後再生利用 した量	⑤自ら熱回収を 行う産業廃棄物 の量	により減量する	又は海洋投入処 分を行う産業廃	託量 (①-	⑩優良認定 処理業者へ の処理委託 量	業者への処	収業者への	個認定熱型 収 収 数 業 型 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	中間処理(①-8-②-13-14-16)	⑯直接埋立 処分委託量
コンクリート	1007. 76	0.00	14. 64	0.00	0.00	0.00	993. 12	202.76	993. 12	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン	242. 16	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	242. 16	7. 40	242. 16	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類その他	19. 85	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	19. 85	0.00	19. 85	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・陶磁器	107. 44	0.00	20. 57	0.00	0.00	0.00	86. 87	44. 50	86. 87	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	39. 99	0.00	39. 99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	34. 09	0.00	13. 75	0.00	0.00	0.00	20. 34	0.00	20. 34	0.00	0.00	0.00	0.00
建設汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	40. 36	0.00	40. 36	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	139. 66	0.00	34. 05	0.00	0.00	0.00	105. 61	100.10	100.10	0.00	0.00	5. 51	0.00
繊維くず	1. 21	0.00	1. 21	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	84. 82	0.00	77. 78	0.00	0.00	0.00	7.04	2.70	2.70	0.00	0.00	4. 34	0.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.90	0.00	0.90	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	38.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	38. 00	22. 22	24. 96	0.00	0.00	13. 04	0.00
(石綿) がれき類その他	13. 32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	13. 32	13. 32	0.00	0.00	0.00	0.00	13. 32
(石綿) ガラス・陶磁器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃プラスチック類	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04
(石綿) 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿)紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 木くず					0.00	0.00			0.00				0.00
(石綿)繊維くず		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃石膏ボード		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 建設混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
A =1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1769. 60	0.00	243. 25	0.00	0.00	0.00	1526. 35	393. 04	1490. 10	0.00	0.00	22. 89	13. 36

神戸市長 殿

令和7 年度 産業原	合和7 年度 産業廃棄物処理計画書 別表2												
	産業廃棄物の排 出の抑制に関す る事項 自ら行う産業廃棄物の再生利用 に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理 に関する事項 に関する事項 に関する事項 に関する事項			産業廃棄物の処理の委託に関する事項							
産業廃棄物の種類	①排出量	②目ら再生利用 を行う産業廃棄 物の量	8月5円間処理 した後再生利用 する量	⑤自ら熱回収を 行う産業廃棄物 の量	により減量する	又は海洋投入処 分を行う産業廃	託 量 (①-	①優良認定 処理業者へ の処理委託 量	業者への処	収業者への	⑭認定熱回 収業者以外 の熱回収を 行う業者 の処理委託 量	中間処理(①-8-2-13-14-16)	⑯直接埋立 処分委託量
	000, 00	0.00	10 10	0.00	0.00	0.00	000 01	100 40	000 01	0.00	0.00	0.00	0.00
コンクリート	906. 98	0.00	13. 18	0.00	0.00	0.00	893. 81	182.48	893. 81	0.00	0.00	0.00	0.00
アスコン がれき類その他	217. 94 17. 87	0.00	0. 00 0. 00	0. 00 0. 00	0.00 0.00	0.00 0.00	217. 94 17. 87	6. 66 0. 00	217. 94 17. 87	0.00	0.00	0.00	0.00 0.00
ガラス・陶磁器	96. 70	0.00	18. 51	0.00	0.00	0.00	78. 18	40. 05	78. 18	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	35. 99	0.00	35. 99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
金属くず	30. 68	0.00	12. 38	0.00	0.00	0.00	18. 31	0.00	18. 31	0.00	0.00	0.00	0.00
建設汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	36. 32	0.00	36. 32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	125. 69	0.00	30.65	0.00	0.00	0.00	95. 05	90.09	90.09	0.00	0.00	4. 96	0.00
繊維くず	1. 09	0.00	1.09	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
廃石膏ボード	76. 34	0.00	70.00	0.00	0.00	0.00	6. 34	2. 43	2.43	0.00	0.00	3. 91	0.00
一般廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.81	0.00	0.81	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	34. 20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	34. 20	20.00	22.46	0.00	0.00	11. 74	0.00
(石綿) がれき類その他	11. 99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11. 99	11. 99	0.00	0.00	0.00	0.00	11.99
(石綿) ガラス・陶磁器	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃プラスチック類	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04	0.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.04
(石綿) 金属くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 紙くず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 木くず						0.00			0.00	0.00			0.00
(石綿)繊維くず		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 廃石膏ボード		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
(石綿) 建設混合廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
A =1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1592.64	0.00	218. 93	0.00	0.00	0.00	1373. 72	353. 74	1341. 09	0.00	0.00	20.60	12.02